

宜野座村男女共同参画推進計画

～ぎのざ・りっかプラン～

平成22年 3月

宜野座村

愛称「りっかプラン」について

この計画を村民が親しめるように「りっかプラン」と愛称をつけました。男女が「さあ行動しよう」とかけ声をかけ合い互いに協力し男女共同参画社会を推進しようという願いを込めました。

宜野座村男女共同参画推進計画の策定にあたって

近年、少子高齢化・情報化社会が急速に進む中で、家庭環境の変化、価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく様変わりをしています。

このような状況の変化に的確に対応し、村民にとって真に豊かで活力ある社会を築いていくためには、「これまでの慣行や社会制度からの性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」の実現が重要課題となっています。

本村では、平成 21 年 1 月に「宜野座村男女共同参画推進委員会」を立ち上げ本格的に男女共同参画の議論を始め、平成 21 年 4 月には「宜野座村男女共同参画推進条例」を施行しました。また、同条例に基づき、推進計画の協議を推進委員会に行っていただき、その提言を踏まえて「宜野座村男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

この計画は、男女共同参画社会の実現のために、平成 22 年度から 10 年間で取り組むべき施策や目標について表したものです。

計画の推進にあたっては、職員が共通認識をもち、村政全般にわたって男女共同参画の視点に立った事業を展開することはもちろんですが、村民の皆様をはじめ、事業所、各種団体の主体的な実践と連携が不可欠であることから、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、数多くのご提言をいただきました「宜野座村男女共同参画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、パブリック・コメントなどで貴重なご意見をいただきました村民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

宜野座村長 東

肇

宜野座村男女共同参画推進計画目次

第1章 計画策定の経緯

第1節 国と県の取り組み	1
第2節 宜野座村の取り組み	1

第2章 推進計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的	2
第2節 計画の基本理念	2
第3節 計画の基本目標	3
第4節 計画の期間	3
第5節 計画の施策体系	4

第3章 計画の内容

1 固定的な性別役割分担意識の改革	5
第1節 家庭における男女平等意識の推進	5
第2節 固定的な性差観の意識改革の促進	6
第3節 学校などにおける男女平等意識の促進	6
2 男女が共に参加できる社会づくりの促進	7
第1節 女性の政策決定などへの参画の促進	7
第2節 社会活動への参加の促進	8
3 男女共同参画の視点に立った環境整備	8
第1節 女性の労働環境の整備	9
第2節 安心して子どもを産み育てるための環境づくり	9
第3節 男女が共に社会、地域、家庭づくりを進める社会環境の整備	10
4 性別の違いを尊重し、健やかに暮らせる社会づくり	11
第1節 男女間の暴力の禁止	11
第2節 女性の生涯にわたる身体的、精神的な健康の確保	12
第3節 男女平等の視点に立った情報、刊行物などの提供	13

第4章 計画の推進

第1節 推進の基本方針	13
第2節 推進体制などの拡充	13

資 料

資料1 男女共同参画に関する用語の解説	14
資料2 宜野座村男女共同参画推進計画策定経過	15
資料3 宜野座村男女共同参画推進委員会委員名簿	16
資料4 宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱	17
資料5 宜野座村男女共同参画推進条例	18
資料6 男女共同参画社会基本法	21
資料7 沖縄県男女共同参画推進条例	27

第1章 計画策定の経緯

第1節 国と県の取り組み

昭和50年に国連において「国際婦人年」が定められたことを契機に、日本では「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年に「国内行動計画」、昭和60年に「男女雇用機会均等法」の制定など男女平等に関する施策が大きく進みました。

また、男女共同参画社会^{*1}の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため平成11年に「男女共同参画基本法」が制定され、翌年には「男女共同参画基本計画（第1次）」が策定されました。その後、平成17年にこれまでの取り組みを評価、総括し、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

沖縄県では、昭和52年に「沖縄県婦人関係行政連絡会議」「沖縄県婦人問題懇話会」を設置し女性行政に取り組み始め、昭和59年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」の策定、平成3年に女性副知事の配置、平成5年に「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」の策定、平成14年に「沖縄県男女共同参画計画」を策定、平成15年には「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画行政を推進しています。

第2節 宜野座村の取り組み

宜野座村では、沖縄県並びにおきなわ女性財団と共催で平成19年度に「DVのない社会をめざす講演会」、平成20年度に「ジェンダー^{*2}を考える教室in宜野座村」を開催し、男女共同参画社会づくりの啓発活動を行ってきました。

また、男女共同参画推進条例の制定を目指し、平成20年10月に「宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱」を制定し、各区長から推薦のあった9名の委員による「宜野座村男女共同参画推進委員会」が設置されました。

同委員会から答申された「宜野座村男女共同参画推進条例(案)」は、平成21年3月村議会において可決され、3月30日に公布、4月1日から施行されました。

基本計画は、同条例に基づき策定されるもので、住民と行政が一体となって宜野座村の特性、地域性を活かしながら、男女を問わず自らがあらゆる分野で多様な選択ができる男女共同参画社会が実現できる地域づくりを目指します。

第2章 推進計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的

宜野座村男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第1条で、「男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本村の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現すること」を目的として定義しています。

この計画は、その目的を達成するために、条例第8条の規定に基づき策定するものです。

第2節 計画の基本理念

宜野座村の男女共同参画計画は、条例第3条に掲げる6つの理念を基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女は平等であり、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。

(2) 社会制度や慣行についての配慮

性別により固定された役割分担を見直し、慣習、制度などが男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすること。

(3) 政策や方針及び決定への共同参画

村の政策又は事業者などにおける方針の立案及び決定にあたり、男女が社会の対等な構成員として共同して参画できる機会を確保すること。

(4) 家庭生活と社会生活の両立

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、

職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるようにすること。

(5) 男女の性の尊重

男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること。

(6) 国際社会との協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。

第3節 計画の基本目標

次の4つを基本目標とします。

- (1) 固定的な性別役割分担意識^{*3}の改革
- (2) 男女が共に参加できる社会づくりの促進
- (3) 男女共同参画の視点に立った環境整備
- (4) 性別の違いを尊重し、健やかに暮らせる社会づくり

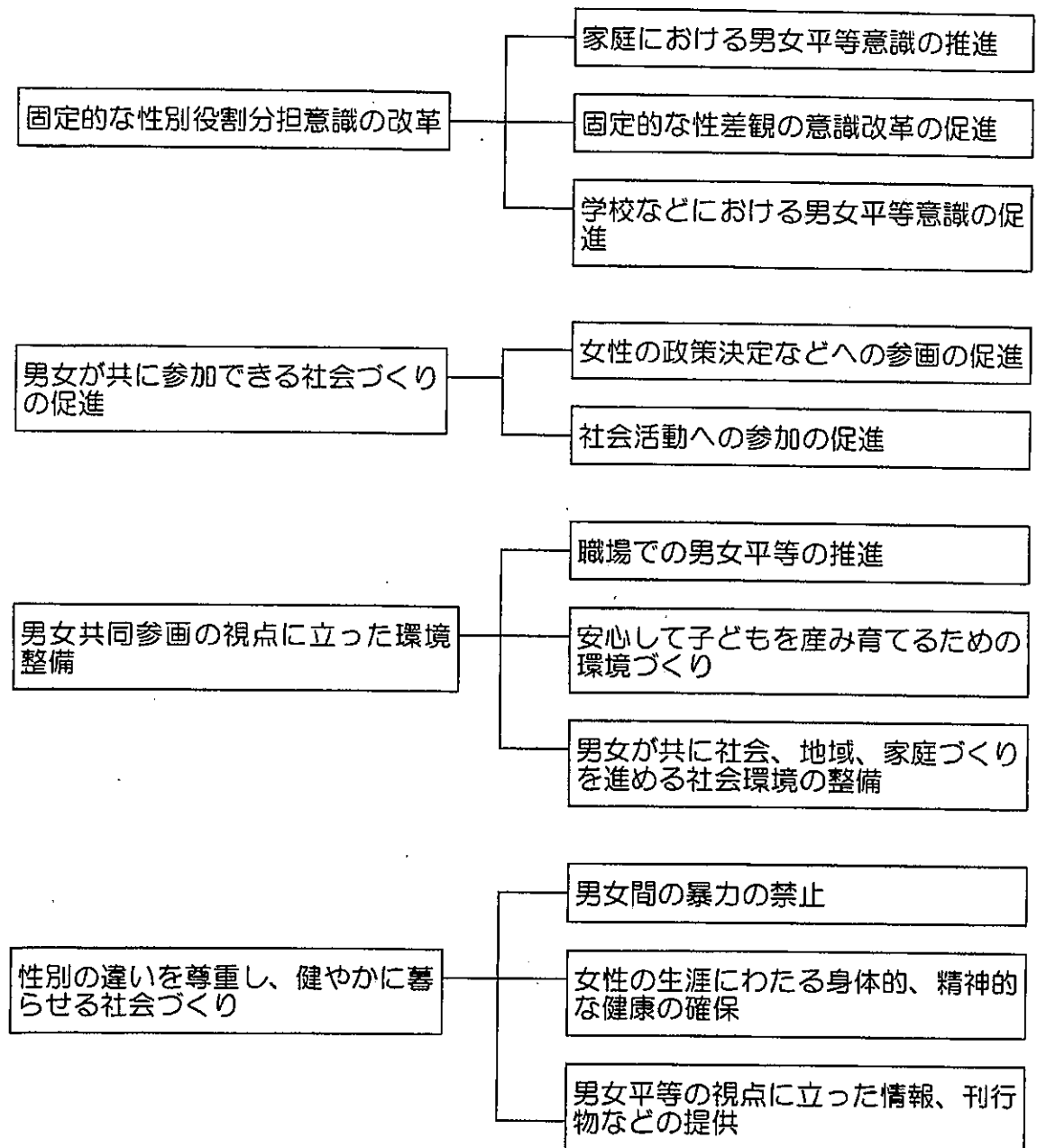
第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成22（2010）年度から平成31（2019）年度までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況と対応させながら見直しを行います。

第5節 計画の施策体系

【基本目標】

【基本的施策】



第3章 計画の内容

1 固定的な性別役割分担意識の改革

男女共同参画社会とは、個人の尊厳が重んじられる社会です。「性別による差別」とは、「男はこうあるべきだ、女はこうあるべきだ」ときめつけ、男女共同参画の目的である一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる機会を奪ってしまうことです。

日本国憲法では、「すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等である」とされ、その中で、「男女共同参画社会基本法」など法の整備は大きく進められてきました。

しかし、日常生活の中で無意識の固定的な性別役割分担意識が存在し、地域、職場、家庭の様々な場面で男女間の不平等が生じ、個人の個性と能力、生き方などに影響を与えています。

その問題の解決のためには、家庭教育、学校教育、生涯学習の推進など、様々な場を通じて、男女平等意識の育成が推進されなければなりません。また、地域、職場、家庭における男女の対等な参画と責任の分担の啓発を推進するとともに、女性の自立を支援し、能力の開発、向上を図るための学習を推進することが求められています。

固定的な性別役割分担意識や古い慣習や諸制度の改善を図り、あらゆる機会を通じて啓発活動や情報の提供に努めることが、なお一層必要となっています。

第1節 家庭における男女平等意識の推進

女性の社会進出が推進されている中で「男は仕事、女は家庭」という長い時間をかけて作り上げられた固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女がお互いに理解し合い、協力し合って家事や育児、介護といった家庭生活を分担することが必要となっています。

「男は仕事、女は家庭」という固定観念を解消し、男女が共に仕事と育児、介護の両立を図り、個性と能力を生かした人間らしい生活を送るための意識啓発や男性の子育てや介護への参画が進むよう社会全体の意識づくりに努めます。

(1) 乳幼児からの男女平等教育の推進

乳幼児期からの家庭での子育てや男女関係のあり方が、その後の男女平等観に大きな影響を及ぼします。性別に関わらず、一人の人間として認め合い、個性を尊重する考え方を身に付けられるよう家庭教育の充実を図るとともに、子育て中

の親を対象とした学習機会を提供します。

(2) 男女で築く家庭生活の推進

生活の拠点となる家庭での古い慣習やしきたりにとらわれることなく、男女が共に支え合い、喜びも責任も分かち合うことのできる環境づくりを推進し、固定的な性別役割分担意識の解消や働き方の見直しなどを行うことにより、男女が共に家事、育児、介護などの家庭生活にかかわることができるよう、啓発活動や情報の提供に努めます。

第2節 固定的な性差観の意識改革の促進

女性を取り巻く問題が住民全体の問題として受け止められ、ジェンダーの視点からその解消に向けての取り組みを一層推進できるよう、すべての村民が女性を取り巻く問題への理解と関心を深めることを目指します。

(1) 情報資料の収集、提供

国や県などの情報や資料の収集と提供に努め、村民の自主的な学習活動を促進します。

(2) 啓発資料の作成

村広報などを活用し、様々な領域で男女の平等や、女性を取り巻く問題に関する理解を深める啓発活動に努めます。

第3節 学校などにおける男女平等意識の促進

あらゆる教育活動を通じて、男女平等の教育を推進し、伝統的な性別役割分担意識の改革に努めると共に、対等な人権意識の推進に努めます。

(1) 就学前教育、保育の充実

人権尊重、男女平等の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識の解消と性別にとらわれない生き方を選択できるような意識付けを目指した就学前教育、保育の充実を図ります。

(2) 男女共同参画意識の精神に基づく教育

男女平等について学ぶ機会を拡充するとともに、女性の能力や適正についての偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。特に、学校における教育においては、男女平等の視点に基づく教育実践の充実に努めます。

(3) 適切な性教育の推進

人権の尊重、母性の保護、命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を推進し、一人ひとりの個性を尊重して、性に対する正しい認識を深めるよう努めます。

2 男女が共に参加できる社会づくりの促進

社会活動などのあらゆる分野に男女が平等に参画し、貢献することが調和のとれた社会を築く前提条件となります。

国、地方自治体などの政策や意思決定の場への女性の参画は進みつつあるものの、各産業分野、各種団体においては依然として、その比率は低い状態となっています。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げています。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる社会づくりを目指します。

第1節 女性の政策決定などへの参画の促進

政策や方針決定などへの女性の参画は、社会の構造や仕組みを変えていくことにもつながり、調和ある発展に欠くことができないものです。

(1) 審議会などへの女性参画の促進

女性委員比率ゼロの審議会などの解消や審議会委員の選出方法などの見直しを行い、積極的な登用を推進します。

目標登用率・・・・・・・・・・30%

(2) 女性の職域拡大と管理監督職員への登用促進

女性が多種多様な職務内容を経験できるよう、職域の拡大や職務能力の向上を図り、男女が共に個々の能力と適性に応じた管理監督職員への登用を推進します。

第2節 社会活動への参加の促進

誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくためにも、男女が共に地域活動に参加することが求められ、そのための条件整備などの必要があります。

(1) 女性団体活動などへの支援

女性団体における諸活動を促進するため、積極的に情報の提供を図り、それぞれ活動するグループに対し、育成・支援に努めます。

(2) ボランティア活動の促進

地域と深くかかわるボランティア活動をより促進するため、情報の提供や学習の機会の充実を図るよう、関係機関、団体などとの連携と環境の整備に努めます。

(3) 事業者などへの働きかけ

事業者などに対して、地域の諸活動に積極的に参加するよう啓発に努めます。

3 男女共同参画の視点に立った環境整備

男女が共に働き、その能力を社会的に発揮することは、人間としての基本的な権利であり、そのことを保障することは社会の責務でもあります。

働く女性は年々増加の傾向にありますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識も根強く残っており、男女共にどのようなライフスタイルでも自由に選択できる環境整備が必要になっています。

また、介護や育児などを主に女性が担っている中で、福祉の充実を図ることは、女性自身の自立を推進していくことにつながります。

女性の力を社会に生かし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための諸活動を促進し、地域社会で相互に支え合える地域福祉活動の環境整備を図ります。

第1節 職場での男女平等の推進

労働環境を改善するうえで、職場での男女共同参画は重要な課題です。働く女性が増え法律上の男女格差もなくなりましたが、能力や意欲よりも、男性だから女性だからという理由で仕事の内容や条件が定められる傾向が今でもあります。

男女双方にとって働きやすい環境づくりを男女共同参画の視点を持ちながら進めていくことを促進します。

(1) 雇用における男女共同参画

事業者などに対して、労働基準法や男女雇用機会均等法などの内容の周知を図るとともに、就業機会や雇用条件など、雇用の場での男女共同参画を促進します。

(2) 農業・商工業での男女共同参画の促進

農業・商工自営業においては、女性はこれまでも重要な担い手としての役割を果たしてきましたが、適正な労働評価や経営参画がなされないなど、従来からの伝統的な就労形態や慣習から脱しきれない現状も見受けられます。

女性の労働を適性に評価し、女性自らの意思によって経営や労働に参画する機会が確保されるよう労働環境の整備を支援します。

第2節 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

安心して子どもを産み育てることのできるよう、相談支援や保育制度の充実に努めます。

(1) 相談支援の充実

出産や子育ての不安や悩みについて、気軽に相談できるよう、育児学級、新生児訪問、乳幼児訪問などの産前産後の相談支援の充実に努めます。

(2) 保育制度などの充実

次世代を担う子育てを社会的に支援し、地域の保育ニーズの多様化に対応した保育サービスを提供できるよう、村民の積極的な参加、協力を得て連携を図りながら乳幼児の健全育成の推進を図ります。

第3節 男女が共に社会、地域、家庭づくりを進める社会環境の整備

男女の平等を確立するためには、男女が共に自立し、心豊かに安心して生活することができるよう社会の環境整備を進めることが大きな課題となっています。

依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識の払拭をはじめ、職場、家庭、地域などにおける男女の対等な参画と責任の分担を促進することは、男女が共に人間として豊かな生き方のできる社会の実現とその調和ある発展に欠くことができません。

核家族化の進行や地域コミュニティ意識の希薄化によって、地域による子育て機能が低下している中、孤独感や育児不安を抱く状況にある女性への支援が求められています。母親の一人育児は、心理的、肉体的な負担感をもたらし、子どもの虐待という問題を招くこともあります。男女が均等に、家事、育児、介護などを担いながら働ける職場や社会全体で支え合う環境づくりを進めます。

男性にとっても仕事中心の生活ではなく、職場、家庭、地域における生活が相互にバランスを保ち、生涯を通じて充実することが求められています。

(1) 高齢者の福祉、介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らせるよう、寝たきり、閉じこもりなどを予防する社会的リハビリテーションの支援に努めます。

また、要介護状態になったとき介護の負担が要介護者の家族、とりわけ女性に集中することがないように、居宅サービスや施設サービスなどの充実に努め、高齢者が自立した生活を送ることができるよう社会全体で支え合う環境づくりを推進します。

(2) 男性の育児への参加

男性が育児への参加できるようにするためには、労働時間の短縮、育児休業などの一層の普及と社会的認識の確立が求められます。

男性向けの講習会や講座などの各種情報の提供をはじめ、事業者などへの啓発を行い、男性の育児への参画が広まるような広報活動に努めます。

また、働く男女が共に育児を担うことによって、職場などで差別的な取扱いを受けることなく安心して働き続けることができるよう啓発に努めます。

4 性別の違いを尊重し、健やかに暮らせる社会づくり

平成18年の男女雇用機会均等法の改正により、セクシュアル・ハラスメント^{*4}防止についての配慮義務が事業者^{*5}に課せられました。

また、平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

様々な形態で存在する女性に対する暴力は、これまで、社会の理解も不十分で、個人的問題としてみなされることもありましたが、女性の人権を侵害する重大な問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

男女共にお互いの身体的特性を十分に理解し、尊重し合い、思春期から成熟期、妊娠、分娩期、更年期、高齢期まで生涯を通じて女性の健康対策を心身両面から支援するとともに、保健・医療・福祉の充実を図っていきます。

今後、情報社会が進展していく中で、メディアが社会に与える影響は拡大するものと予想されます。メディアによってもたらされる情報は、人々の中に男女共同参画意識を浸透させる力にもなり得ます。そのため、女性の人権に配慮を欠いた取扱いがなされないよう、取り組みを進めていく必要があります。

第1節 男女間の暴力の禁止

ドメスティック・バイオレンス^{*6} (DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など、様々な形態で存在する女性に対する暴力は、女性と社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を進めます。

(1) ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力を許さない啓発の推進

暴力が起こる背景や問題性などについての認識を深める啓発に努めます。

(2) 安全、安心まちづくりの推進

防犯パトロールなどの防犯対策の強化に努めます。

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化し、村民並びに事業所における意識の啓発を図ります。

(4) 関係諸機関との連携による対策や相談機能の充実

被害を受けた女性を支援するため、役場総務課を窓口とし、連携を図ります。

第2節 女性の生涯にわたる身体的、精神的な健康の確保

女性も男性も互いの身体について十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会づくりにあたっての前提です。

妊娠や出産を選択する自由など、女性が生涯を通じて自分の健康を管理し、維持できるような支援に努めます。

また、次世代を担う子どもの健全育成と妊産婦などの健康の保持増進を目指して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及に努めます。また、母体と乳幼児の健康管理のため、母子保健法などに基づく健康診査や保健指導の保健サービスの充実にも努めます。

(1) 妊娠や出産を選択する女性の権利保障と支援

妊娠や出産は女性特有のものであり、権利として保障するなど、女性が自ら主体的に考えることができるような教育・啓発に努めます。

(2) 生涯にわたる女性の理解を深められるような啓発の推進

思春期から更年期、高齢期にわたる健康問題に関する情報提供に努めます。

(3) 母子健康教育の充実

喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響や妊娠中の胎児への影響についての知識の普及を行います。さらに、未成年者の喫煙防止と喫煙習慣化を防止する教育や啓発に努めます。

(4) 母子の健康診査、保健指導の充実

妊産婦及び新生児の疾病の早期発見、治療など、健康を保持するため保健所などとも連携し、母子の定期健康診査の受診を勧奨し、保健師などによる相談事業の充実に努めます。

第3節 男女平等の視点に立った情報、刊行物などの提供

村が発行する広報誌や出版物について、固定的な性別役割分担意識を払拭し男女共同参画の意義が広く浸透するように努めます。

第4章 計画の推進

第1節 推進の基本方針

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、行政、村民、各種団体、事業所等のすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実にまた、効果的に推進するための体制を整備します。

第2節 推進体制などの拡充

(1) 計画の進行管理

本計画の策定に関わった「宜野座村男女共同参画推進委員会」との連携を図り、村民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討するとともに、計画の進行管理を行います。

(2) 庁内における推進体制の整備

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指す総合的な事業計画であり、計画の推進のためには、村政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかなくてはなりません。

このため、庁内各課・局・室からなる「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」を設置し、各種施策の効果的な実施を図ります。

男女共同参画に関する用語の解説

*1 男女共同参画社会

男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。

*2 ジェンダー (gender)

生物学的な性別を示す「セックス (sex)」に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような社会的に形成された男性、女性の別のことをいう。

*3 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようとする意識のこと。

「男は仕事、女は家庭」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

*4 セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

職場などにおいて相手の意思に反して行われる性的な内容の発言や行動（性的嫌がらせ）を指す。

具体的には、性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

*5 ストーカー (stalker)

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に感心を抱いている（抱くようになるはずだ）と病的に思いこみ、執ように相手をつけ回し迷惑や被害を与える人のことをいう。

*6 ドメスティック・バイオレンス (DV: Domestic Violence)

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といい、法律でも犯罪であることが明確にされた。

DVは、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあり、女性の基本的人権を脅かす重大な問題となっている。

宜野座村男女共同参画推進計画策定経過

開催等年月日	主 な 内 容
平成20年 1月 24日	沖縄県・(財)おきなわ女性財団と共催で「DVのない社会をめざす講演会」を開催
平成20年 10月 1日	宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱公布
平成20年11月20日	(財)おきなわ女性財団と共催で「ジェンダーを考える教室in宜野座村」を開催
平成21年 1月 20日	委員へ委嘱状交付及び第1回宜野座村男女共同参画推進委員会・村長より村男女共同参画推進条例を諮問
平成21年 1月 21日	推進条例素案についてパブリック・コメント手続きの実施（2月20日まで）
平成21年 1月 29日	第2回宜野座村男女共同参画推進委員会・条例案審議
平成21年 2月 12日	第3回宜野座村男女共同参画推進委員会・条例案審議
平成21年 2月 23日	第4回宜野座村男女共同参画推進委員会 村長へ条例案答申
平成21年 4月 1日	宜野座村男女共同参画推進条例施行
平成21年 6月 25日	第5回宜野座村男女共同参画推進委員会 村長より推進計画を諮問
平成21年 6月 25日	「村内女性団体との行政懇談会」開催
平成21年 7月 1日	推進計画素案についてパブリック・コメント手続きの実施（8月21日まで）
平成21年 7月 9日	第6回宜野座村男女共同参画推進委員会・計画案審議
平成21年 7月 30日	第7回宜野座村男女共同参画推進委員会・計画案審議
平成21年 8月 19日	第8回宜野座村男女共同参画推進委員会・計画案審議
平成21年 9月 17日	第9回宜野座村男女共同参画推進委員会 村長へ推進計画案答申

宜野座村男女共同参画推進委員会委員名簿

任期 平成21年1月20日～平成23年1月19日

No.	役 職	氏 名	推薦団体
1	会 長	城 田 純 子	宜野座区
2	副会長	宜 野 座 明 美	漢 那 区
3	委 員	武 富 悦 子	松 田 区
4	委 員	森 田 智 代	松 田 区
5	委 員	仲 村 米 子	宜野座区
6	委 員	浜 比 嘉 永 子	惣 慶 区
7	委 員	瑞 慶 覧 幸 子	福 山 区
8	委 員	仲 吉 良 枝	漢 那 区
9	委 員	上 原 直 美	城 原 区

宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱

平成20年10月 1日
要綱第 21 号

(設置)

第1条 本村の男女共同参画社会の形成の推進にあたり、必要な事項について広く意見を求めるため、宜野座村男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、その結果を村長に報告する。

- (1) 男女共同参画推進条例の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成について理解と熱意のある村民のうちから村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第7条 委員会委員の報酬及び費用弁償の支給については、宜野座村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

宜野座村男女共同参画推進条例

平成21年 3月30日

条 例 第 1 6 号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本村の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 村内において事業又は社会活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者間等の男女の間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 男女は平等であり、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。
- (2) 性別により固定された役割分担を見直し、慣習、制度等が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすること。
- (3) 村の政策又は事業者等における方針の立案及び決定にあたり、男女が社会の対等な構成員として共同して参画できる機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生

活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるようにすること。

(5) 男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 村は、男女共同参画の推進にあたり、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、村民及び事業者等と協力して、男女共同参画推進施策に取り組むものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 村民は、村が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、村が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、すべての男女間において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(基本計画の策定)

第8条 村長は、男女共同参画を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画を推進するための総合的かつ長期的な目標及び大綱

- (2) 前号に基づいて実施すべき具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項
- 3 村長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、宜野座村男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、村民及び事業者等の意見を反映するよう努めるものとする。
- 4 村長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表しなければならない。

(村民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第9条 村は、男女共同参画の推進について、村民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第10条 村は、村が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、村民又は事業者等からの苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、性別による差別的取扱い等に関する相談に対して、関係機関との連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

(調査研究)

第11条 村は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(村民及び事業者等に対する支援)

第12条 村は、村民及び事業者等が行う男女共同参画を推進するために行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公表)

第13条 村長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日同第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思

によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ とをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に

関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌業務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に

規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（以下略）

沖縄県男女共同参画推進条例

平成15年3月31日

条 例 第 2 号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 沖縄県男女共同参画審議会（第19条・第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

（男女の人権侵害の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画

審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男

女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に依りて答申し、又は建議することができる。

（組織等）

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（規則への委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

宜野座村男女共同参画推進計画

～ぎのざ・りっかプラン～

発 行 日 平成 22 年（2010 年）3 月

編集・発行 宜野座村総務課・行政係

〒 904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296

TEL 098-968-5111 FAX 098-968-5037